資料２－１

大阪府スポーツ推進審議会における部会の設置について

大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和37年大阪府条例第６号）第７条第１項の規定に基づき、大阪府スポーツ推進審議会に次の部会を設置する。

第３次大阪府スポーツ推進計画策定部会

（所掌事務）

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第１項に基づく第３次大阪府スポーツ推進計画の策定について、調査審議すること。

（設置期間）

　　所掌事務に関する審議が終了するまで。

【参考】

○大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和37年大阪府条例第６号）（抄）

（専門委員）

第４条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2　専門委員は、大阪府教育委員会が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第７条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2　部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。

4　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。